

別紙

自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 設置箇所寸法

幅1,100mm×奥行 800mm×高さ2,000mm 以内

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素のノンフロン冷媒を採用した機種とする。

(3) ユニバーサルデザイン

商品取出口、料金投入口等、ユニバーサルデザインに配慮した機種とする。

(4) 災害対応

災害発生時に自動販売機内の飲料を供給できる機構（方式は問わない）を有すること。

なお、提供を受けた商品については設置事業者の負担とする。

(5) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）に準じた措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

(6) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機の脇に

設置する。

イ 回収ボックスの規格

(7) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(4) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積をもったものとする。

(5) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及びつり銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時に対応する。

2 費用負担

(1) 納付金・電気料

ア 設置事業者は、売上金額及び電気使用量を施設管理者にファクシミリ等で毎月報告するものとする。

イ 自動販売機に係る電気料は、子メーターによる実費精算とする。

ウ 設置事業者は、自らの負担で子メーターを設置する。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うものとする。

エ 施設管理者は、報告を受けた売上金額及び電気使用量を基に、納付金を計算するものとする。

オ 設置事業者は、施設管理者の発行する納付書により、納付金を毎月支払うものとする。

(2) 設置費及び維持費

自動販売機の設置及び維持管理に係る費用は、設置事業者の負

担とする。

(3) 原状回復費

設置期間終了後、原状回復に係る費用は、設置事業者の負担とする。

3 販売商品の種類等

(1) 種類

缶及びペットボトル清涼飲料水（缶については蓋のできるものに限る。）

なお、販売商品の一部に、ノンカフェイン飲料を含むものとする。酒類の販売やカップ式の商品は認めない。

(2) 価格

販売価格は市価とする。